

電気通信大学 国際交流会館 入居者 募集

Application for UEC INTERNATIONAL HOUSE

国際交流会館の入居者を下記のとおり募集します。

記

1. 募集室数 夫婦室 3室 3 couple rooms
Rooms
2. 入居期間 2024.4.1 ~ 2025.3.25 (最長1年間 one year at longest)
period ただし、在学期間が入居期間より短い場合は在学期間終了まで
If the enrollment period is shorter than the tenancy period, until the enrollment period ends
3. 応募資格 在留資格が留学の、学部・学域及び大学院の正規生 ※再応募可
Qualifications regular course students (Graduate & Under Graduate) ※ Re-application
4. 家賃等 夫婦室 Couple rooms ¥31,320/月 month
Rent *各部屋の光熱水費等は実費 utility charges of each room extra
5. 申請書 国際課留学生交流係 (東2-117) で配布
Application form Forms are available at International Student Office.
6. 申請書提出 2024年1月12日 (金) までに国際課留学生交流係へ提出
Submission Until Friday 12th January, 2024 Submitted to the Student Dormitory Section.
7. 入居者 2024年1月22日 (月) に留学生交流係の掲示板に掲示
Screening results Posted on the bulletin board for International Student Office.

(問い合わせ先)

国際課留学生交流係 (東2-117)

電話 : 042-443-5117

E-MAIL : ryugakusei-k@office.uec.ac.jp

新規・再入居の申請者の抽選後に入居延長者の抽選を行う。

After the lottery for new and rehoused applicants, a lottery for extended tenants will be held.

応募者が空室より多かった場合は抽選を行うが、その旨を1月12日に応募者に連絡する。

If there are more applicants than vacancies, a lottery will be held, and applicants will be notified of this on January 12.

抽選は1月17日 (水) 14:00に行う。

The lottery will be held on Wednesday, January 17 at 14:00.

国際交流会館入居申請にあたっての注意事項

●応募資格を満たしても下記のいずれかの者は申請を取り消します

- ・授業料、寮費、家賃、公共料金等の滞納常習者または、近隣の住人に迷惑行為を行う常習者
- ・住所変更または、一時帰国届の提出を怠る常習者
- ・問題を起こし寮の許可取消し（取消しに準ずる処分も含む）になった者
- ・アパート等の契約を強制解除になった者
- ・在留資格が留学でない者
- ・申請の場合、夫婦の証明ができない者
- ・同居者が、配偶者及び子供以外の場合
- ・夫婦室を申請の場合、同居者が就労可能な在留資格の場合
- ・寮費を4ヶ月以上滞納した事がある者

●抽選

応募者多数の場合抽選を行います。抽選をする場合は2024年1月12日（金）に留学生交流係掲示板にてお知らせします。抽選日時は1月17日（水）14:00 となります。留学生交流係まで来てください。

抽選は申請者がクジを引きます。申請者が上記日時に不在の場合、留学生交流係が代理でクジを引きます。

●申請時に必要な物

- ・申請書、夫婦又は家族の住民票

事前に主な注意事項を、下記に記載しましたので確認してください。

●確認事項

- ・入居は4月1日～4月10日9:30～16:30(平日13:00～14:00・土日祝祭日を除く)に入居すること。
ただし、やむを得ず入居できない場合は事前に留学生交流係まで相談に来ること。
入居日を3月23日15:00までに、留学生交流係へ紙面で提出すること。
- ・部屋代・共益費等は、コンビニ払いを原則とするので振込票を受け取ったら速やかに記載の金額をコンビニで振り込むこと
- ・家賃・共益費は日割り計算を行いません。例えば 4月10日に入居した場合も1か月分必要です。
- ・光熱費は各会社からの請求書を受け取ったら、各自支払うこと。
- ・入居許可期間の途中で退去する場合は、退去する1ヶ月前までに申し出ること。
その後退去の連絡があっても1か月分の宿舍費が必要になります。
- ・郵便物は学内に届けられるので、土日・祝日等は配達されません。

●その他

- ・入居が決定した場合、現在アパート等に住んでいる人は、至急大家さんにアパートを退去する日を伝え、4月分の家賃が発生しないようにしてください。

●必ず守らなければならないこと

- ・騒音等他の居住者に迷惑がかからないように、配慮すること。※館内禁煙
- ・夫婦室又は家族室は、入居1ヶ月以内には同居者が同居していること。
- ・面会はロビーで行い、入居者以外を（家族であっても）部屋に入れないこと。
- ・その他、国際交流会館入居説明会等における注意事項を守ること。
- ・居住にあたって、留学生交流係からの注意を聞くこと。

◎注意を受けたにも関わらず、上記の「必ず守らなければならないこと」が守られない場合、退去を命じることがあります。

※保険には、必ず入ること。

○国民健康保険（国民健康保険カードと支払を継続していることを証明できる書類）

○インバウンド保険

※上記保険に入居日から適用されるように、加入しない場合は入居が取り消される場合もあります。